

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 一般国道の区域の変更

一般国道の供用の開始

◇選管告示 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができ
ない政治団体

告 示

鳥取県告示第三百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十八年四月六日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年四月六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

路線名	区 間	変 更 後	変 更 前	変 更 別
一八一号	米子市昭和町六五―七地先か ら同市糺町一丁目一九九―二 地先まで	二〇〇・五?	一五〇・五?	(敷地の幅員 (メートル) (延 メートル)
		四七〇	四七〇	

鳥取県告示第三百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十八年四月六日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年四月六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

路線名	区 間	供用開始の期日
一八一号	米子市昭和町六五―七地先から同市 糺町一丁目一九九―二地先まで	昭和五十八年四月七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、昭和五十八年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
押本匡平後援会	村信 巖	西尾 昭彦	東伯郡東伯町八橋一四八八
川田良雄後援会	藪 巖	藪 巖	東伯郡東郷町松崎五九二一八
佐野利行後援会	杉山 正信	前田 俊	倉吉市東岩倉町二二八〇一―二
庄司建吉後援会	南岡 繁夫	庄司 昭満	境港市明治町七―一
杉原義人後援会	山本 整	太田 泰彦	倉吉市鴨河内二二一〇
竹内直光をはげます会	中村寿太郎	竹内 康雄	鳥取市上原二二一

徳安美蔵東部後援会	山根 由穂	絹川 浩	鳥取市末広温泉町一六〇
西村清則後援会	倉本 善正	岩好 正徳	米子市夜見町二七六五
西村甚太郎後援会	岸本 貞治	豊田 憲夫	八頭郡那家町稲荷六一
野島亀男後援会	南城 一郎	野島 憲夫	倉吉市沢谷二二七
濱田哲郎後援会	影山 仁	坂田 吉夫	日野郡溝口町溝口六四一
堀江正夫後援会 鳥取支部	広吉 卓蔵	中島 淳	鳥取市元町一四三
丸山薫後援会	山本 勝美	定久 健	岩美郡国府町玉鉾
水谷正勝後援会	水谷 政一	杉山 鶴雄	倉吉市みどり町三一七四―一四
山本時男後援会	池沢 源蔵	田中 正人	気高郡青谷町三九五四

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】